

## 海上災害対策計画 新旧対照表



海上災害対策計画

現 行	修 正 案																																												
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸運輸監理部</td> <td>                     1 船員労務官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保                      2 PSC(ポーツテートコントロール)の実施の推進、強化及び整備                      3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施                      4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査                 </td> <td>                     1 所管事業に関する情報の収集及び伝達                      2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請                      3 特に必要があると認められる場合の輸送命令                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 新 設 〕</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(一財)神戸すまいまちづくり公社</u></p> <p>第7 (略)</p>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	神戸運輸監理部	1 船員労務官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 2 PSC(ポーツテートコントロール)の実施の推進、強化及び整備 3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認められる場合の輸送命令		機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸運輸監理部</td> <td>                     1 運航労務監理官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保                      2 PSC(ポーツテートコントロール)の実施の推進、強化及び整備                      3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施                      4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査                 </td> <td>                     1 所管事業に関する情報の収集及び伝達                      2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請                      3 特に必要があると認められる場合の輸送命令                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p> <p>第7 (略)</p>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	神戸運輸監理部	1 運航労務監理官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 2 PSC(ポーツテートコントロール)の実施の推進、強化及び整備 3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認められる場合の輸送命令		機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	楽天モバイル(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																										
神戸運輸監理部	1 船員労務官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 2 PSC(ポーツテートコントロール)の実施の推進、強化及び整備 3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認められる場合の輸送命令																																											
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																										
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																										
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																										
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																										
神戸運輸監理部	1 運航労務監理官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 2 PSC(ポーツテートコントロール)の実施の推進、強化及び整備 3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認められる場合の輸送命令																																											
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																										
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																										
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																										
楽天モバイル(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																										
<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 瀬戸内海側 (大阪湾・播磨灘海域)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 瀬戸内海側 (大阪湾・播磨灘海域)</p>																																												

海上災害対策計画

現 行	修 正 案																												
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 油等保管施設の現状                      当海域の沿岸部には、容量 500 キロリットル以上の油等保管施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設が <u>64</u> 施設（うち兵庫県 <u>28</u> 施設）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>67</u> 施設（うち兵庫県 <u>30</u> 施設）ある。                      また、兵庫県では、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況                      当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は、<u>121</u> 施設、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>116</u> 施設あり、そのうち、兵庫県内には油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>32</u> 施設（阪神港尼崎西宮芦屋区 2、阪神港神戸区 7、東播磨港 <u>7</u>、姫路港 <u>10</u>、その他 <u>6</u>）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>41</u> 施設（阪神港尼崎西宮芦屋区 5、阪神港神戸区 12、東播磨港 <u>12</u>、姫路港 12）が所在する。</p> <p>(4) 海難の発生状況                      当海域における最近 3 年間（平成 <u>28</u> 年～<u>30</u> 年）の要救助海難発生隻数は、年間平均約 <u>168</u> 件である。                      海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約 <u>34</u>%を占めている。また船種別にみると遊漁船等その他船舶が全体の約 <u>80</u>%を占めており、次いで漁船、貨物船、タンカーの順となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">一 般 船 舶</th> <th rowspan="2">漁 船</th> </tr> <tr> <th>旅客船</th> <th>貨物船</th> <th>タンカー</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 %</td> <td style="text-align: center;"><u>12</u>%</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>68</u>%</td> <td style="text-align: center;"><u>15</u>%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（大阪湾・播磨灘排出油防除計画&lt;R3&gt;より）</p>	一 般 船 舶				漁 船	旅客船	貨物船	タンカー	その他	1 %	<u>12</u> %	<u>4</u> %	<u>68</u> %	<u>15</u> %	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 油等保管施設の現状                      当海域の沿岸部には、容量 500 キロリットル以上の油等保管施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設が <u>58</u> 施設（うち兵庫県 <u>23</u> 施設）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>66</u> 施設（うち兵庫県 <u>29</u> 施設）ある。                      また、兵庫県では、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p> <p>(3) 係留施設の状況                      当海域における総トン数 150 トン以上のタンカーが着棧する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は、<u>109</u> 施設、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>109</u> 施設あり、そのうち、兵庫県内には油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>29</u> 施設（阪神港尼崎西宮芦屋区 2、阪神港神戸区 7、東播磨港 <u>6</u>、姫路港 <u>9</u>、その他 <u>5</u>）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は <u>40</u> 施設（阪神港尼崎西宮芦屋区 5、阪神港神戸区 12、東播磨港 <u>11</u>、姫路港 12）が所在する。</p> <p>(4) 海難の発生状況                      当海域における最近 3 年間（平成 <u>30</u> 年～令和 <u>2</u> 年）の要救助海難発生隻数は、年間平均約 <u>189</u> 件である。                      海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約 <u>31</u>%を占めている。また船種別にみると遊漁船等その他船舶が全体の約 <u>82</u>%を占めており、次いで漁船、貨物船、タンカーの順となっている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">一 般 船 舶</th> <th rowspan="2">漁 船</th> </tr> <tr> <th>旅客船</th> <th>貨物船</th> <th>タンカー</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 %</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u> %</td> <td style="text-align: center;"><u>82</u>%</td> <td style="text-align: center;"><u>12</u>%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（大阪湾・播磨灘排出油防除計画&lt;R3&gt;より）</p>	一 般 船 舶				漁 船	旅客船	貨物船	タンカー	その他	1 %	<u>4</u> %	<u>1</u> %	<u>82</u> %	<u>12</u> %
一 般 船 舶				漁 船																									
旅客船	貨物船	タンカー	その他																										
1 %	<u>12</u> %	<u>4</u> %	<u>68</u> %	<u>15</u> %																									
一 般 船 舶				漁 船																									
旅客船	貨物船	タンカー	その他																										
1 %	<u>4</u> %	<u>1</u> %	<u>82</u> %	<u>12</u> %																									
<p>(5) 海洋汚染の発生状況</p>	<p>(5) 海洋汚染の発生状況</p>																												

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>当海域における最近3年間（平成28年～30年）の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。</p> <p>また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約31%を占め、<u>その他タンク破損によるもの、故意排出等によるもの、海難によるもの</u>の順となっている。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>当海域における最近3年間（平成30年～令和2年）の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。</p> <p>また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約50%を占め、<u>海難によるもの、タンク等の破損によるもの、原因不明なもの、その他の順</u>となっている。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、排出油等防除協議会</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備 [実施機関：<u>危機管理部、排出油等防除協議会</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 情報の収集・伝達体制の整備 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 情報の収集・伝達体制の整備 [実施機関：<u>県危機管理部、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第1節 創作、救助・救急、医療及び消化活動への備え [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安本部</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第1節 創作、救助・救急、医療及び消化活動への備え [実施機関：<u>県危機管理部、県保健医療部、県警察本部、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安本部</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2節 緊急輸送活動</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部</u>]</p>	<p>第2節 緊急輸送活動</p> <p>[実施機関：<u>県危機管理部、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 緊急輸送活動</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局、県県土整備部土木局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定海上防災機関、船舶所有者等</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 緊急輸送活動</p> <p>[実施機関：<u>県危機管理部、県農林水産部、県環境部、県土木部、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定海上防災機関、船舶所有者等</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 研修・訓練の実施</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第4節 研修・訓練の実施</p> <p>[実施機関：<u>県危機管理部、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等</u>]</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部県民生活局、市町</u>]</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>[実施機関：<u>県県民生活部、市町</u>]</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、排出油等防除協議会]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 活動・連携体制の整備 [実施機関：<u>県危機管理部</u>、排出油等防除協議会]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 情報の収集・伝達体制の整備 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県警察本部</u>、沿岸の関係市町、海上保安部]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 情報の収集・伝達体制の整備 [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、沿岸の関係市町、海上保安部]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県警察本部</u>、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安部]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県警察本部</u>、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安部]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第2節 緊急輸送活動 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県警察本部</u>、沿岸の関係市町、海上保安本部]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第2節 緊急輸送活動 [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、沿岸の関係市町、海上保安本部]</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第3節 重油等の流出物の防除活動 [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県農政環境部環境創造局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定海上防災機関、船舶所有者等]]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第3節 重油等の流出物の防除活動 [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県環境部</u>、<u>県土木部</u>、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定海上防災機関、船舶所有者等]</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第5章 災害応急対策への備えの充実                      第4節 研修・訓練の実施                      [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第5章 災害応急対策への備えの充実                      第4節 研修・訓練の実施                      [実施機関：<u>県危機管理部</u>、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]</p>
<p>第2編 災害予防計画                      第5章 災害応急対策への備えの充実                      第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備                      [実施機関：<u>実施機関</u>：<u>県企画県民部県民生活局</u>、市町]</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第5章 災害応急対策への備えの充実                      第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備                      [実施機関：<u>県県民生活部</u>、市町]</p>



海上災害対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 1 (略) 2 (略) 3 応急対策の流れ (1) (略) (2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）</p> <table border="1" data-bbox="210 580 1050 970"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>沿岸市町等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸岸における回収作業</td> <td></td> <td>・海上保安本部、県等からの要請に基づき、海上での除作業に支援をきたさな い範囲で陸岸での防除作業を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与</td> <td>・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん</td> <td>・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	陸岸における回収作業		・海上保安本部、県等からの要請に基づき、海上での除作業に支援をきたさな い範囲で陸岸での防除作業を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 1 (略) 2 (略) 3 応急対策の流れ (1) (略) (2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）</p> <table border="1" data-bbox="1200 580 2033 970"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>沿岸市町等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸岸における回収作業</td> <td></td> <td>・〔削除〕 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与</td> <td>・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん</td> <td>・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	陸岸における回収作業		・〔削除〕 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等																	
陸岸における回収作業		・海上保安本部、県等からの要請に基づき、海上での除作業に支援をきたさな い範囲で陸岸での防除作業を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置																	
事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等																	
陸岸における回収作業		・〔削除〕 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置																	
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 初動体制の確立 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県民局・県民センター、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 初動体制の確立 〔実施機関：県危機管理部、県民局・県民センター、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等〕</p>																				
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県農政環境部農政</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県土木部、県警察本</p>																				

海上災害対策計画

現 行		修 正 案	
<p>企画局、県農政環境部農林水産局、県国土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、指定公共機関等]</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>		<p>部、沿岸市町、海上保安本部、指定公共機関等]</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>	
部	調査事項	調査（報告）系統	
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等	
農政環境部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町	
	漁港関係施設被害	総務課 ← 漁港課 ← ← 農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]	
国土整備部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]	
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	
部	調査事項	調査（報告）系統	
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等	
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町	
	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ← ← 農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]	
土木部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]	
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	
○ 市町からの主な緊急対策支援要請		○ 市町からの主な緊急対策支援要請	

海上災害対策計画

現 行			修 正 案		
部	要請事項	支 援 要 請 系 統	部	要請事項	支 援 要 請 系 統
健康福祉部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣		保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	
	医療関係者の派遣			医療関係者の派遣	
	患者受入医療機関の あっせん			患者受入医療機関の あっせん	
	ヘリによる患者搬送			ヘリによる患者搬送	
	船艇による患者搬送			船艇による患者搬送	

別表 防災関係機関の連絡網  
(表中)  
神戸運輸陸運監理部  
2 (略)

別表 防災関係機関の連絡網  
(表中)  
神戸運輸監理部  
2 (略)

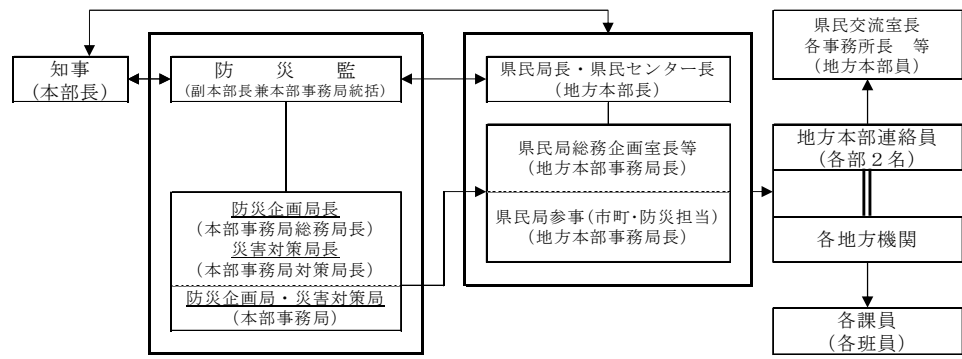
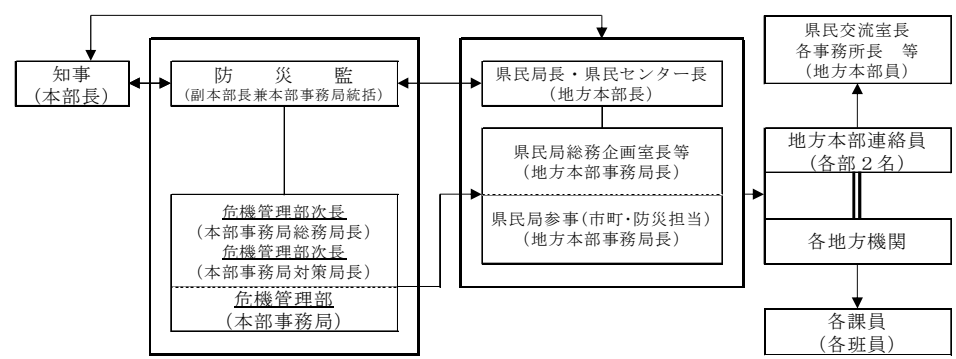
海上災害対策計画

現 行	修 正 案																																												
<p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 動員の実施</p> <p>〔実施機関：各機関、<u>県企画県民部災害対策局</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、病院事業部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p> <p>① 海上災害対策本部又は海上災害警戒本部が未設置で、県周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において被害の発生の蓋然性が高い場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害の状況</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうち、あらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td colspan="2">防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。		<p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 動員の実施</p> <p>〔実施機関：各機関、<u>県危機管理部</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、病院事業部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。</p> <p>① 海上災害対策本部又は海上災害警戒本部が未設置で、県周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において被害の発生の蓋然性が高い場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害の状況</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">●勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに情報収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>防災担当指定要員及び危機管理課のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>部局指定要員</td> <td>部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>業務要員</td> <td>業務要員のうち、あらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>局長、課室長等</td> <td>状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td colspan="2">防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の状況	配 備 体 制		●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理課のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。	
災害の状況	配 備 体 制																																												
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																												
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																											
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																											
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																											
	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																											
本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。																																												
災害の状況	配 備 体 制																																												
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																																												
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。																																											
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。																																											
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理課のあらかじめ定められた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。																																											
	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定められた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。																																											
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。																																											
本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。																																												

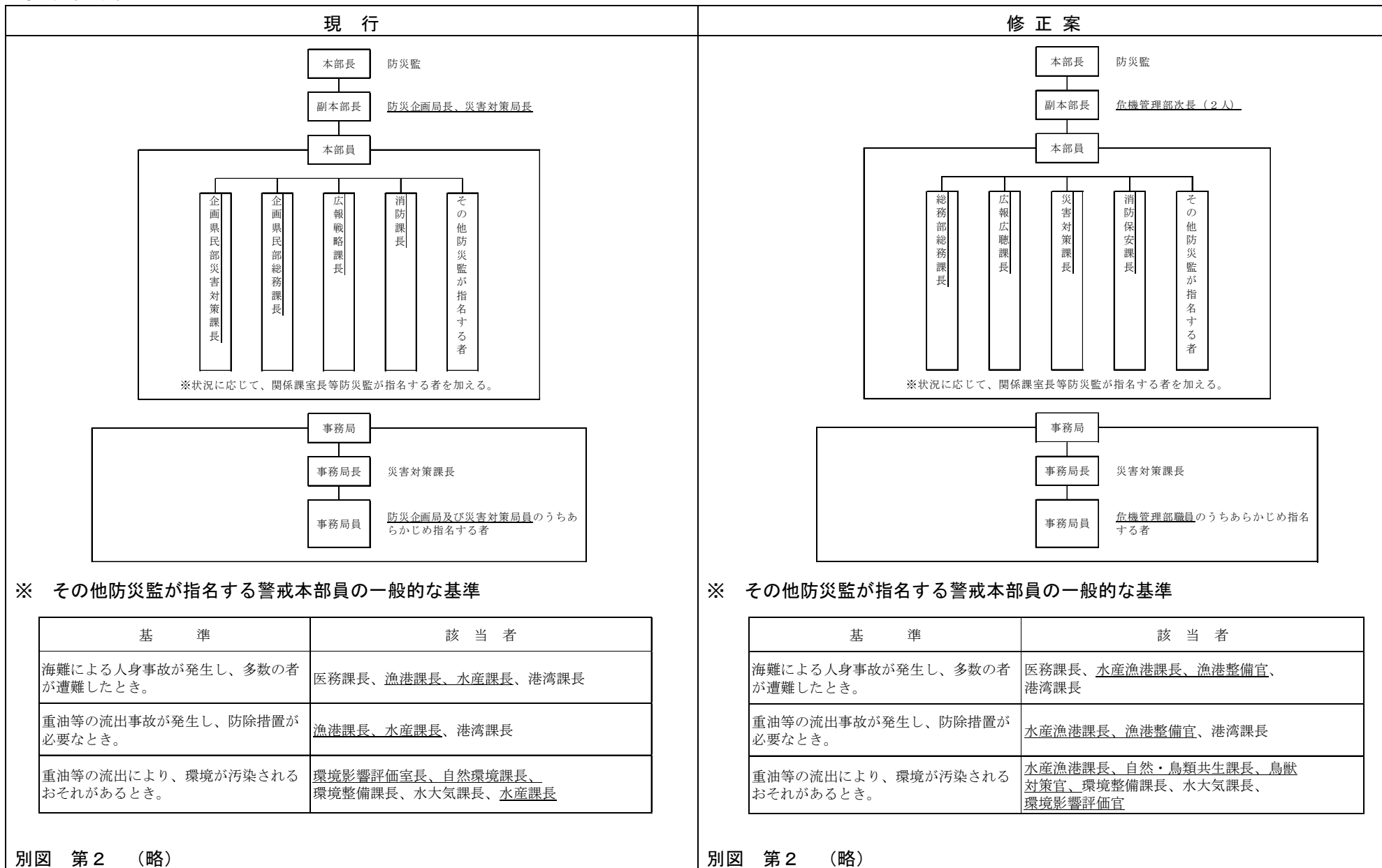
海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>② 海上災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<u>防災企画局長・災害対策局長</u>）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、<u>防災企画局・災害対策局</u> その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 海上災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、<u>防災企画局・災害対策局</u> その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長・課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、海上災害対策本部長（知事）が決定することとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>(2) 地方機関の動員体制 地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。</p>	<p>② 海上災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<u>危機管理部次長2人</u>）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、<u>危機管理部</u> その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>③ 海上災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、<u>危機管理部</u> その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長・課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。</p> <p>配備は原則として、海上災害対策本部長（知事）が決定することとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>(2) 地方機関の動員体制 地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～② (略)</p> <p>③ 海上災害対策地方本部が設置されたとき ア～ウ (略)</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>①～② (略)</p> <p>③ 海上災害対策地方本部が設置されたとき ア～ウ (略)</p> <p>エ 配備は、次のとおり伝達することとする。</p> 
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 組織の設置</p> <p>〔実施機関：各機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>別図 第1 海上災害警戒本部組織図</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 組織の設置</p> <p>〔実施機関：各機関〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>別図 第1 海上災害警戒本部組織図</p>

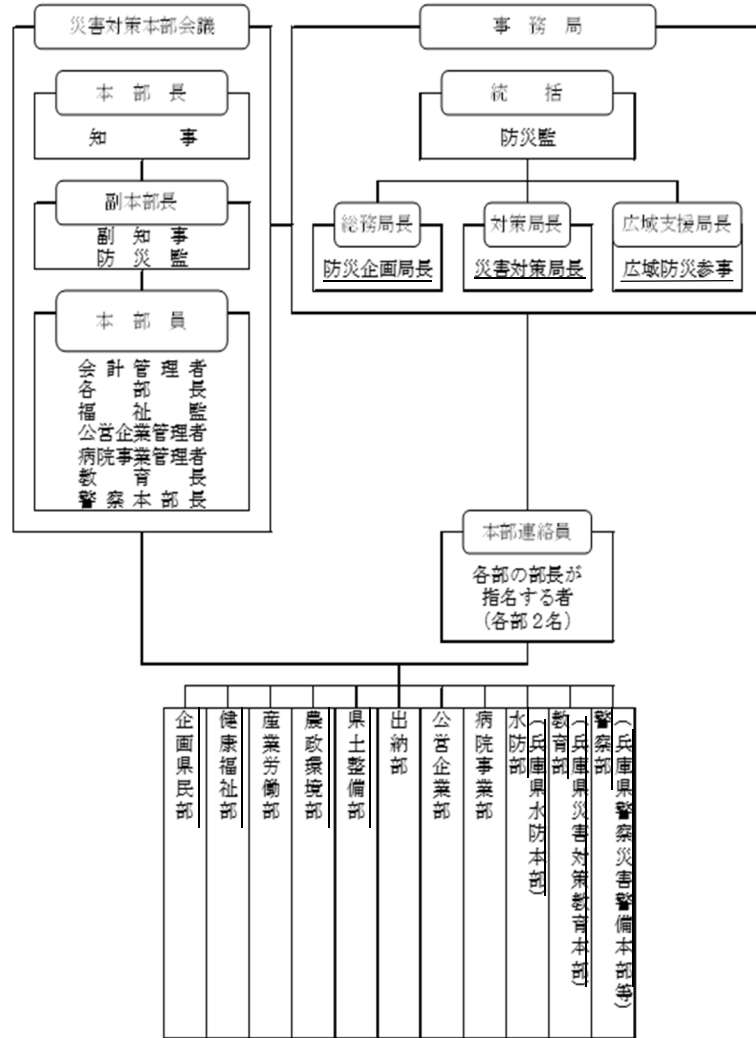
海上災害対策計画



海上災害対策計画

現 行

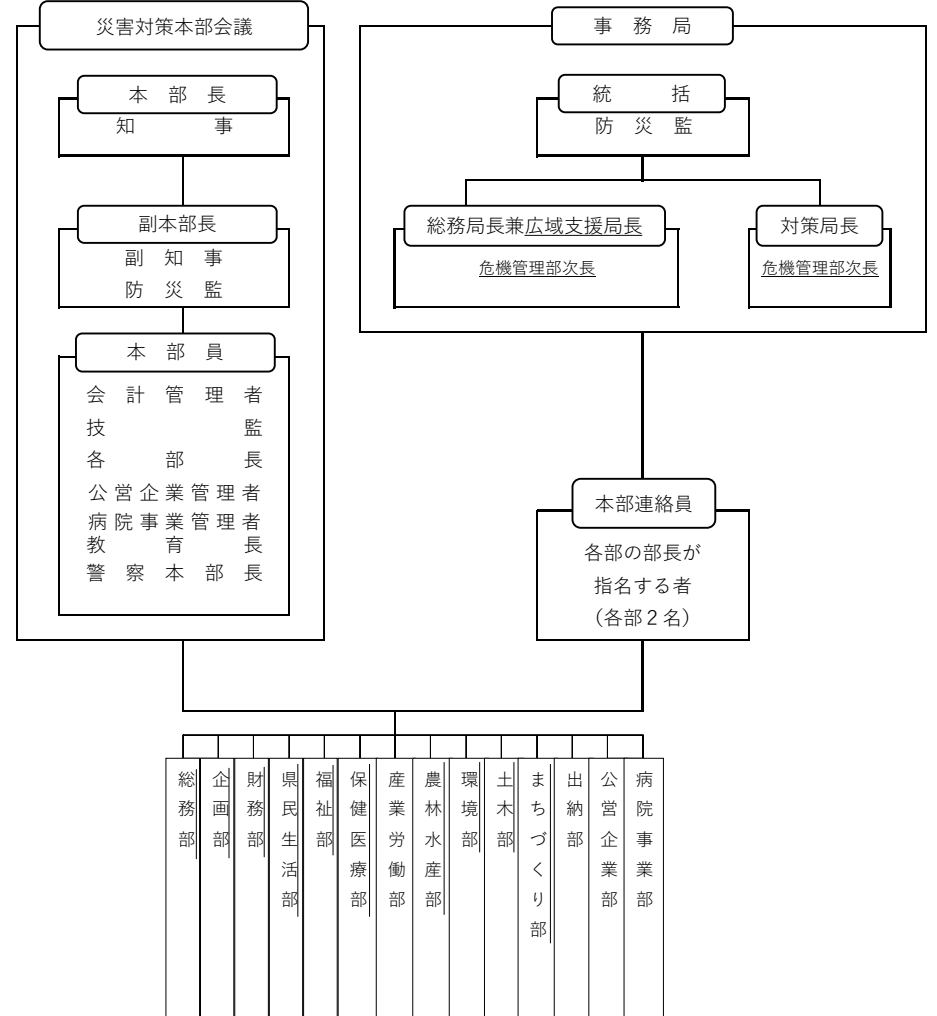
別図 第3 海上災害対策本部組織図



別図 第4 (略)

修 正 案

別図 第3 海上災害対策本部組織図



別図 第4 (略)



海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第5節 防災関係機関との連携                      第1款 関係機関との連携                      [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第5節 防災関係機関との連携                      第1款 関係機関との連携                      [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第5節 防災関係機関との連携                      第2款 自衛隊への派遣要請                      [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>沿岸の関係市町</u>、<u>県警察本部</u>、<u>海上保安本部</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第5節 防災関係機関との連携                      第2款 自衛隊への派遣要請                      [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>沿岸の関係市町</u>、<u>県警察本部</u>、<u>海上保安本部</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動体制の展開                      第1節 救助・救急、医療対策                      [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県健康福祉部健康局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸の関係市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>県医師会</u>、<u>日本赤十字社兵庫県支部</u>、<u>医療機関等</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動体制の展開                      第1節 救助・救急、医療対策                      [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県保健医療部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸の関係市町</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>県医師会</u>、<u>日本赤十字社兵庫県支部</u>、<u>医療機関等</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動体制の展開                      第2節 消火活動の実施                      [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県企画県民部防災企画局</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>船長</u>、<u>事業所の防火管理者</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動体制の展開                      第2節 消火活動の実施                      [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>消防機関</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>船長</u>、<u>事業所の防火管理者</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開            第3節 ころのケア対策の実施            [実施機関：<u>県健康福祉部障害福祉局</u>、<u>県健康福祉部少子高齢局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>市町</u>、<u>船舶所有者等</u>]</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開            第3節 ころのケア対策の実施            [実施機関：<u>県福祉部</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>市町</u>、<u>船舶所有者等</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動体制の展開            第4節 交通・輸送対策の実施            第1款 緊急輸送対策の実施            [実施機関：<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸の関係市町</u>、<u>神戸運輸監理部</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>交通関係機関</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動体制の展開            第4節 交通・輸送対策の実施            第1款 緊急輸送対策の実施            [実施機関：<u>県危機管理部</u>、<u>県警察本部</u>、<u>沿岸の関係市町</u>、<u>神戸運輸監理部</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>自衛隊</u>、<u>交通関係機関</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動体制の展開            第4節 交通・輸送対策の実施            第2款 ヘリコプターの運航            [実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>沿岸市町</u>、<u>消防機関</u>]            第1 (略)            第2 内容            1 県消防防災ヘリコプター            (1) 24時間監視・即応体制の確立            県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。            なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。            (2)～(4) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動体制の展開            第4節 交通・輸送対策の実施            第2款 ヘリコプターの運航            [実施機関：<u>近畿地方整備局</u>、<u>海上保安本部</u>、<u>県危機管理部</u>、<u>沿岸市町</u>、<u>消防機関</u>]            第1 (略)            第2 内容            1 県消防防災ヘリコプター            (1) 24時間監視・即応体制の確立            県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。            なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防保安課長）が決定することとする。            (2)～(4) (略)</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～⑧ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(1) 24 時間監視・即応体制の確立</p>	<p>①～⑧ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(1) 24 時間監視・即応体制の確立</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第5節 重油等の防除対策</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部県民生活局、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部社会福祉局、県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局、県農政環境部環境管理局、県国土整備部土木局、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部、指定海上防災機関、県漁業協同組合連合会、船長等</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第5節 重油等の防除対策</p> <p>[実施機関：<u>県県民生活部、県危機管理部、県保健医療部、県福祉部、県農林水産部、県環境部、県土木部、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部、指定海上防災機関、県漁業協同組合連合会、船長等</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第6節 災害情報の提供</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部、県企画県民部災害対策局、沿岸の関係市町、海上保安本部</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第6節 災害情報の提供</p> <p>[実施機関：<u>県総務部、県危機管理部、沿岸の関係市町、海上保安本部</u>]</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第7節 二次災害の防止対策</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、神戸地方気象台、海上保安本部</u>]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第7節 二次災害の防止対策</p> <p>[実施機関：<u>県危機管理部、県農林水産部、神戸地方気象台、海上保安本部</u>]</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画            第3節 漁業・水産関係の復旧            [実施機関：<u>県農政環境部農林水産局</u>、沿岸市町]</p>	<p>第4編 災害復旧計画            第3節 漁業・水産関係の復旧            [実施機関：<u>県農林水産部</u>、沿岸市町]</p>
<p>第4編 災害復旧計画            第5節 環境対策            [実施機関：<u>近畿地方環境事務所</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県農政環境部環境創造局</u>、<u>県農政環境部環境管理局</u>]</p>	<p>第4編 災害復旧計画            第5節 環境対策            [実施機関：<u>近畿地方環境事務所</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県環境部</u>]</p>
<p>第4編 災害復旧計画            第6節 災害義援金の募集等            [実施機関：<u>県企画県民部防災企画局</u>、市町]</p>	<p>第4編 災害復旧計画            第6節 災害義援金の募集等            [実施機関：<u>県危機管理部</u>、市町]</p>